

新型コロナウイルス感染症に係る今後の本学の対応について

学 長

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の分類を「5類感染症」とする方針が決定され、マスク着用の考え方の見直しが図られました。このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る今後の本学の対応は、下記のとおりとします。

記

1. マスク着用の取扱いについて

(1) 令和5年4月1日以降

- ・個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、状況に応じて本学からマスク着用をお願いする場合があります。
- ・熊本県の「マスクの着用について」(※1)を参考にしてください。

(※1) <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/137944.html>

(2) 卒業式(令和5年3月25日)

- ・式典中のマスク着用は求めず個人の判断に委ねます。ただし、来場時及び退場時にはマスク着用をお願いすることとします。

(3) 入学式(令和5年4月4日)

- ・来場・式典中・退場に関わらず、マスク着用は求めず個人の判断に委ねます。

2. 会食について

(1) 令和5年3月23日以降

- ・会食については制限を設けません。
- ・熊本県の「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」(※2)を参考にしてください。

(※2) <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/93983.html>

3. 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 令和5年5月7日まで

- ・「新型コロナウイルスの流行に伴う本学の対応について(第43報)」に基づき、感染防止に留意してください。

(2) 令和5年5月8日以降

- ・「新型コロナウイルスの流行に伴う本学の対応について(第43報)」は、廃止します。
- ・感染対策のための手指消毒液、検温モニターは当面の間、現状維持します。引き続き、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等に努めてください。

4. 新型コロナウイルス感染症の感染が認められた場合について

(1) 令和5年5月7日まで

- ・学生・教職員に新型コロナウイルスの感染が認められた場合は、Moodle上の『新型コロナウイルス感染報告』にて報告を行ってください。

(2) 令和5年5月8日以降

- ・学生・教職員に新型コロナウイルスの感染が認められた場合は、医療機関等の指示に従ってください。
- ・Moodle上の『新型コロナウイルス感染報告』、「新型コロナウイルス感染症の感染確認及びその後の対応フロー図」、「健康チェックシート」は廃止します。

5. その他

- ・令和5年3月23日をもって、本学の新型コロナウイルス感染症対策会議を終了します。
- ・大学病院(本荘北地区)における新型コロナウイルス感染症対策については、別に定めることができるものとします。